

○利害関係者との遊技等の禁止行為の例外として指定する法人 に関する訓令

平成 13 年 3 月 28 日
警察本部訓令第 16 号

改正 平成 14 年 1 月 30 日本部訓令第 2 号、平成 21 年 3 月 16 日本部訓令第 6 号、平成 26 年 1 月 23 日本部訓令第 1 号、平成 26 年 4 月 1 日本部訓令第 16 号

利害関係者との遊技等の禁止行為の例外として指定する法人に関する訓令を次のように定める。

利害関係者との遊技等の禁止行為の例外として指定する法人に関する訓令

香川県警察職員倫理規程（平成 13 年香川県警察本部告示第 3 号）第 5 条第 1 項第 2 号の規定により香川県警察本部長が別に定める法人は、次のとおりとする。

- (1) 一般財団法人 香川県警察協会
- (2) 一般財団法人 香川県交通安全協会
- (3) 公益財団法人 香川県防犯協会連合会
- (4) 公益財団法人 香川県暴力追放運動推進センター
- (5) 一般社団法人 香川県指定自動車学校協会
- (6) 一般社団法人 香川県警備業協会
- (7) 公益社団法人 かがわ被害者支援センター

附 則

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 30 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 21 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 23 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 26 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。